

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

香川県人事委員会委員長 桑 城 秀 樹

香川県人事委員会規則第6号

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当に関する規則（平成2年香川県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
<p>(権衡職員の範囲等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(1) <u>外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年香川県条例第5号）第2条第1項の規定による派遣又は職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成13年香川県条例第47号）第3条第1号に規定する職員派遣から職務に復帰したこと（以下この号及び第7号において「復帰」という。）に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該復帰の直前の住居から当該復帰の直後に在勤する公署に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員</u></p> <p>(2)～(8) 略</p> <p>別記様式（第7条関係）</p> <table border="1" data-bbox="174 1150 1070 1310"><tr><td>所 属 長 印</td><td>所 属 長 印</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td colspan="2">[記入上の注意]</td></tr><tr><td colspan="2">1～6 略</td></tr><tr><td colspan="2">7 国家公務員、職員以外の地方公務員等から人事交流等により引き続き給料表の適用を受けることとなった者又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第2条第1項の規定による派遣若しくは職員の公益的法人等への派遣等に関する条例第3条第1号に規定する職員派遣から職務に復帰した者については、「異動」とあるのを「適用」又は「復帰」と読み替えて記入する。</td></tr><tr><td colspan="2">8～12 略</td></tr></table> <p>別紙 略</p>	所 属 長 印	所 属 長 印	略	略	[記入上の注意]		1～6 略		7 国家公務員、職員以外の地方公務員等から人事交流等により引き続き給料表の適用を受けることとなった者又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第2条第1項の規定による派遣若しくは職員の公益的法人等への派遣等に関する条例第3条第1号に規定する職員派遣から職務に復帰した者については、「異動」とあるのを「適用」又は「復帰」と読み替えて記入する。		8～12 略		<p>(権衡職員の範囲等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 給与条例第10条の2第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成13年香川県条例第47号）第3条第1号に規定する職員派遣から職務に復帰したこと（以下この号及び第7号において「復帰」という。）に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該復帰の直前の住居から当該復帰の直後に在勤する公署に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員</p> <p>(2)～(8) 略</p> <p>別記様式（第7条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1160 1150 2056 1310"><tr><td>所 属 長 印</td><td>所 属 長 印</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td colspan="2">[記入上の注意]</td></tr><tr><td colspan="2">1～6 略</td></tr><tr><td colspan="2">7 国家公務員、職員以外の地方公務員等から人事交流等により引き続き給料表の適用を受けることとなった者又は職員の公益的法人等への派遣等に関する条例第3条第1号に規定する職員派遣から職務に復帰した者については、「異動」とあるのを「適用」又は「復帰」と読み替えて記入する。</td></tr><tr><td colspan="2">8～12 略</td></tr></table> <p>別紙 略</p>	所 属 長 印	所 属 長 印	略	略	[記入上の注意]		1～6 略		7 国家公務員、職員以外の地方公務員等から人事交流等により引き続き給料表の適用を受けることとなった者又は職員の公益的法人等への派遣等に関する条例第3条第1号に規定する職員派遣から職務に復帰した者については、「異動」とあるのを「適用」又は「復帰」と読み替えて記入する。		8～12 略	
所 属 長 印	所 属 長 印																								
略	略																								
[記入上の注意]																									
1～6 略																									
7 国家公務員、職員以外の地方公務員等から人事交流等により引き続き給料表の適用を受けることとなった者又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第2条第1項の規定による派遣若しくは職員の公益的法人等への派遣等に関する条例第3条第1号に規定する職員派遣から職務に復帰した者については、「異動」とあるのを「適用」又は「復帰」と読み替えて記入する。																									
8～12 略																									
所 属 長 印	所 属 長 印																								
略	略																								
[記入上の注意]																									
1～6 略																									
7 国家公務員、職員以外の地方公務員等から人事交流等により引き続き給料表の適用を受けることとなった者又は職員の公益的法人等への派遣等に関する条例第3条第1号に規定する職員派遣から職務に復帰した者については、「異動」とあるのを「適用」又は「復帰」と読み替えて記入する。																									
8～12 略																									

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。